

# 金沢学院大学・金沢学院短期大学機関リポジトリ運用指針

機関リポジトリ運営委員会

## (目的)

1. 金沢学院大学・金沢学院短期大学機関リポジトリ（以下、「機関リポジトリ」という。）は、金沢学院大学及び金沢学院短期大学（以下、「本学」という。）における研究活動の成果物を電子的な手段によって蓄積し、情報ネットワークを通じて学内外に無償で公開することにより、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

## (管理運用)

2. 機関リポジトリの管理運用は機関リポジトリ運営委員会において、図書館および情報システム室による支援を得て行う。

## (登録対象者)

3. 機関リポジトリに成果物を登録できる者は次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む）
  - (2) 本学において博士の学位を授与された者
  - (3) その他、機関リポジトリ運営委員会が適当と認めた者

## (登録対象となる成果物の範囲)

4. 機関リポジトリに登録することのできる成果物は次に掲げるものとする。
  - (1) 学術雑誌、国際会議等の研究集会の予稿集等に採録済みまたは採録決定した論文またはそのプレプリント及びその付随データ
  - (2) 本学が博士の学位を授与した学位論文
  - (3) 本学が発行する紀要に掲載された論文
  - (4) その他、機関リポジトリ運営委員会が適当と認めたもの

## (登録の手続き)

5. 機関リポジトリに成果物の登録を希望する者（以下、「登録申請者」という。）は、登録申請用 Web フォームに、メタデータ等の必要事項を記入し、登録物をファイル添付して申請する。4の(1)または(4)に該当するものについては、機関リポジトリ運営委員会の承諾を得られれば、図書館にて登録する。4の(2)または(3)に該当するものについては申請に基づいて図書館にて登録する。

## (著作権の帰属)

6. 著作権の帰属は次のとおりとする。

- (1) 機関リポジトリに登録する成果物の著作権は、機関リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
- (2) 機関リポジトリに登録するメタデータの著作権は発生しないものとする。

(登録された成果物の削除)

7. 機関リポジトリ運営委員会は、次のいずれかに該当する場合、機関リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- (1) 登録申請者又は著作権者から理由を付して機関リポジトリ運営委員会に削除の申請があり、機関リポジトリ運営委員会が認める場合
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと機関リポジトリ運営委員会が認める場合

(免責事項)

8. 登録された成果物の内容に関する責任は、登録申請者が負う。

9. 本学は、登録された成果物を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わない。

(その他)

10. この運用指針に定めるもののほか、機関リポジトリの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。